

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月11日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第1号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成18年亀山市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「下水道事業受益者申告書」を「公共下水道事業受益者申告書」に、「下水道事業受益者負担金等徴収猶予申請書」を「公共下水道事業受益者負担金等徴収猶予申請書」に、「下水道事業受益者負担金等減免申請書」を「公共下水道事業受益者負担金等減免申請書」に改める。

様式第3号中「公共下水道事業受益者負担金決定通知書」を「公共下水道事業受益者負担金等決定通知書」に、「下水道事業受益者負担金等決定通知書について」を「公共下水道事業受益者負担金等決定通知書について」に改める。

様式第4号中「00870-4-961211 亀山市公共下水道事業」を「00870-4-961211 亀山市下水道事業」に、「亀山市公共下水道事業 を 亀山市下水道事業 に、「亀山市公共下水道事業 を 亀山市下水道事業 に」に改める。
亀山市長 様」 亀山市長 様」

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。